

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 5月25日

【会社名】 スタンダード・チャータード・ピーエルシー
(Standard Chartered PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 ルーパート・ミンゲイ
(Rupert Mingay, Group Treasurer)

【本店の所在の場所】 連合王国 EC2V 5DD ロンドン市、ベイジングホール・アベ
ニュー1番地
(1 Basinghall Avenue, London EC2V 5DD, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 二 村 佑
弁護士 長 江 俊 輔

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債
(2015)：50億円(予定)
スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債
(2015)：50億円(予定)
スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債
(2015)：50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月13日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第一部証券情報に記載した利率につき仮条件を提示することとなり、また、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債（2015）およびスタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債（2015）の募集を取り止めましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 社債（短期社債を除く。）の募集

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第4 その他の記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

【表紙】

<訂正前>

（前 略）

【届出の対象とした募集金額】

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債
（2015）：50億円（予定）

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債
（2015）：50億円（予定）

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債
（2015）：50億円（予定）

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円
貨社債（2015）：50億円（予定）

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円
貨社債（2015）：50億円（予定）

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

【届出の対象とした募集金額】

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債

(2015)：50億円(予定)

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債

(2015)：50億円(予定)

スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債

(2015)：50億円(予定)

(後略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<訂正前>

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債（2015）>

（中略）

銘柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債（2015）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）%を仮条件とする。）（注4）
利払日	毎年6月5日および12月5日（注5）	償還期限	2018年6月5日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2015年5月29日（注7）	払込期日	2015年6月5日（注8）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

（注3） 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注4） 利率は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

（中略）

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）>

（中略）

銘柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）%を仮条件とする。）（注4）

利払日	毎年6月5日および 12月5日(注5)	償還期限	2020年6月5日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2015年5月29日(注7)	払込期日	2015年6月5日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(中略)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)>

(中略)

銘柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年6月5日および 12月5日(注5)	償還期限	2025年6月5日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2015年5月29日(注7)	払込期日	2015年6月5日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(中略)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)(以下「本社債」という。)について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>における本社債の未定事項または予定事項は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

銘 柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (ロイターLIBOR01頁(後記「利息支払の方法」に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートに年率(未定)%~(未定)%を加算した利率を仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年3月5日、6月5日、 9月5日および12月5日 (注5)	償還期限	2018年6月5日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2015年5月29日(注7)	払込期日	2015年6月5日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関するその他の事項については、振替法および振替機関(後記「振替機関」に定義される。)が社債等の振替に関する業務について振替法に基づき随時適用する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は香港証券取引所に上場される予定である。

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

振替機関

名 称	住 所
-----	-----

株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
-----------------------------------	---------------------

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後任の振替機関が含まれるものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(可能である場合)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行うものとする。かかる公告は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、所要の公告が行われた最初の日に行われたものとみなされる。各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(後記「財務代理人とその職務」に定義される。)がこれを行うものとする。財務代理契約(後記「財務代理人とその職務」に定義される。)には、必要な時は常に、発行会社が、財務代理人に対し、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面で請求すべき旨が定められている。

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2015年5月29 日(予定)に調印 される元引受契約 に従って共同主幹 事会社により連帯 して買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。 左記以外の元引受 けの条件は未定で あるが、本社債の 条件決定日に、発 行条件とともに決 定される予定であ る。
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。)は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債について、社債の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項(以下「社債の要項」という。)、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日(予定)付財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権

者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

発行会社は、財務代理人の任命を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで(ただし、かかる後任の代理人が、適用ある振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、在職するものとする。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

振替機関が、発行会社に対して財務代理人につき発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行会社は遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を任命し(ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が、振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人兼発行・支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

(1) () 本社債の利息は2015年6月5日(同日を含む。)から2018年6月5日(同日を含まない。)までこれを付し、2015年9月5日を初回として、その後毎年3月5日、6月5日、9月5日および12月5日の4回、各々その日(同日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(同日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年を360日とする日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>」において、「利息期間」とは、2015年6月5日(同日を含む。)から第1回目の利払日(同日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(同日を含む。)からその次の利払日(同日を含まない。)までの期間をいう。

() 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2ロンドン営業日(以下に定義される。)前の日(または最初の利息期間については、2015年6月3日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフアード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>」において、

(x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

(y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、ICE Benchmark Administration Limited(もしくは下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する日本円預金のロンドン銀行間オフアード・レートを表示する

ロイター(もしくはその承継サービス)のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁またはかかるレートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ロ) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義される。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

- 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値(必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

- 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日(もしあれば)以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>」において、「利率照会銀行」とは、当該利率決定日に関する利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを算出するために用いられた自行のオファード・レートを提示した銀行をいう。

() 発行会社は、各利率決定日の午前10時(東京時間)頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間にかかる一通貨あたりの利子額(振替機関業務規程等に定義される。)(以下「一通貨あたりの利子額」という。)を算出する。いずれかの利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、360を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部にかかる一通貨あたりの利子額の計算は、1年を360日とする日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算されるものとする。

() 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ各利息期間開始後5東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

() 上記()に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理

人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。
ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

() 本「利息支払の方法」(1)の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

() 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、オファード・レートまたは利率(適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法」(1)に基づく発行会社の一切の義務(公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法」(1)に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は、本社債権者に対して事前にその旨を公告する。

(2) 本社債の利息は、償還期日(同日を含む。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はかかる未償還の本社債の元金額について償還期日(同日を含む。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(同日を含まない。)までの期間中の実日数につき、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして本「利息支払の方法」(1)を準用して決定される利率に基づく利息(1年を360日とする日割計算による。)を日本円で支払う。ただし、その期間中は、支払代理人(後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義される。)がその受領した本社債全額の償還のために必要な資金を機構加入者(後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義される。)に配分した日を超えないものとする。ただし、かかる支払期日経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合には、当該期間中は後記「摘要(4)元利金の支払い」最終段落に従い発行会社または財務代理人が最終の公告を行った日以後14日を超えないものとする。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を本「利息支払の方法」(1)()の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、各関連日後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

(3) 本社債の利息の支払場所は、後記「摘要(4)元利金の支払い」に記載されるとおりとする。

償還の方法

(1) 満期償還

各本社債は、本「償還の方法」(2)または本「償還の方法」(3)の規定によりそれまでに償還または買入消却されていない限り、2018年6月5日にその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

(2) 税制上の変更を理由とする期中償還

(A) () 本社債の発行日以後に有効となった、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈(英国2007年所得税法第1005条における「承認された証券取引所」(以下「承認された証券取引所」という。)の解釈を含む。)の変更、または(本社債が上場されている場合には)承認された証券取引所の上場基準もしくは規則の適用もしくは解釈の変更の結果として、発行会社が追加額(後記「摘要(9)租税」(A)に定義される。)の支払義務を翌利払日に負っているかもしくは負うこととなる場合で、かつ、() 発行会社が執り得る合理的な手段(疑義を避けるために付言すると、承認された証券取引所への本社債の上場およびその維持のための一切の合理的な努力を尽くすことにより、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の

課税権限を有する当局に課される税金のためにまたはそれらを理由とした源泉徴収または控除をなされることなく、本社債の利息の支払いが可能となる場合、かかる合理的な努力を尽くすことを含むが、これに限らない。)によってもかかる支払義務を回避することができない場合、発行会社はその選択により前記「公告の方法」に従い本社債権者に対して事前に公告を行うことにより、いずれかの支払日に本社債の全部(一部は不可)をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で(償還期日(同日を含まない。)までの経過利息の支払いとともに)償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、仮に本社債に関して支払期日が到来したとすれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日前の日より前に行うことはできない。

かかる場合、発行会社は、()発行会社がかかる償還をなし得る権利を有している旨および発行会社がかかる償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す具体的事実を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書、ならびに()当該具体的事実を前提としてその旨を述べる発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見書を、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付し、その償還期日の少なくとも14日前までに関連事項を本社債権者に対し公告する。財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

発行会社が後記「摘要(9)租税」(A)に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見によれば英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令によってかかる追加額の全部または一部の支払いを禁じられている場合、発行会社は、実務上可及的速やかに、ただし()発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生した日、または()当該法令の発効日のうちいずれか遅い方から40日以内に、本社債の全部(一部は不可)をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で、かかる償還期日(同日を含まない。)までの経過利息の支払いとともに償還するものとする。かかる場合、発行会社は財務代理人に対し、(x)発行会社がかかる追加額の支払義務を負うにもかかわらず当該法令上かかる追加額の支払いを禁じられる旨、かかる禁止を招来する合理的に詳細な事実および事情ならびに償還予定期日を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書、ならびに(y)発行会社がかかる追加額の支払義務を負うにもかかわらず当該法令上かかる追加額の支払いを禁じられる旨を記載した発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見書を、()発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生した日、または()当該法令の発効日のうちいずれか遅い方の後速やかに、ただしいかなる場合も償還予定期日の少なくとも30日前までに交付するものとし、発行会社はその償還期日の少なくとも14日前までに関連事項を本社債権者に対し公告する。財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

(B) 本「償還の方法」(2)(A)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。

(C) 本「償還の方法」(2)(B)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とし、それ以外の本「償還の方法」(2)の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(3) 発行会社またはその子会社のいずれかは、振替機関連業務規程等に別段の定めがある場合を除き、公開市場その他においていかなる価格によっても本社債を随時買い入れ、それらを保持し、転売し、および/または消却することができる。

(4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を償還期日前に償還または返済することができない。

担 保

本社債には、担保および保証は付されない。

財務上の特約

該当なし

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく常に同順位である。適用される法律に規定された例外を除き、本社債に基づく発行会社の支払義務は、発行会社の現在および将来のその他全ての無担保かつ非劣後の負債および金銭債務と少なくとも常に同順位である。

社債権者集会

発行会社は、その時点において未償還の本社債の総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が、共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる請求に際しては、保有証明書（後記「摘要(3)債務不履行事由」に定義される。）を呈示するものとする。）、社債権者集会を招集するものとする。また、発行会社は、必要と認められた場合にはいつでも社債権者集会を招集することができる。いずれの場合においても、社債権者集会は後記「摘要(3)債務不履行事由」に記載される債務不履行事由または本社債権者の権利に関する事項を議題とする。

社債権者集会を招集する場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該社債権者集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつその旨を当該社債権者集会の開催日の少なくとも35日前までに財務代理人に書面により通知する。かかる場合、発行会社は、財務代理人をして発行会社のために社債権者集会の招集および運営に必要な手続をさせるものとする。

本社債権者は、社債権者集会に自らまたは代理人を通じて出席することができる。発行会社は、当該社債権者集会にその代表者を出席させ意見を述べることができる。本社債権者は、当該社債権者集会に自らまたは代理人を通じて出席しない場合も、発行会社または発行会社のために財務代理人が定めるところに従い、書面または（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許容する場合）電磁的方法をもってその議決権を行使することができる。当該社債権者集会において各本社債権者は、当該本社債権者の保有する本社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、当該本社債権者は、保有証明書を当該社債権者集会の開催日の7日前までに財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を呈示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を振替機関または口座管理機関（後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義される。）に返還するまでは、当該本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。

当該社債権者集会の決議は、議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権保有者」という。）であって当該集会に出席した者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義される。）を要する。

- (a) 全ての本社債についての支払いの猶予、債務不履行によって生じた責任の免除もしくは和解（下記(b)に規定する事項を除く。）
- (b) 全ての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関する一切の行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項について意思決定を行うために社債権者集会の決議により指名され授權された本社債権者の代表者（ただし、かかる各代表者は、未償還の本社債の総額の1,000分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者でなければならない。以下「代表社債権者」という。）の選任または解任、または社債権者集会の決議の執行を行うために社債権者集会の決議により指名され授權された執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更
- (d) 特別決議を採択するために要求される多数に関する社債の要項の条項または社債の要項に基づき特別決議を要する事由の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）について議決権保有者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権保有者の議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

なお、代理人を通じてまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許容する場合）電磁的方法によって議決権を行使した本社債権者は、当該社債権者集会に出席した議決権を行使したものとみなす。また、発行会社、その子会社または関連会社が保有する本社債および発行会社により買い入れられ財務代理人に交付されたが消却されていない本社債はこれを除外し、償還済みとみなす。

本「社債権者集会」に従って行われた決議は、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、全ての本社債権者に対して適用ある日本法の許容される範囲内で拘束力を有し、その執行は当該集会で本社債権者が選任した代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

社債権者集会は日本国東京都において開催されるものとする。

本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにそれに基づく本社債権者を含む全ての当事者の一切の権利および義務は、全て日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に関する義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都所在のスタンダードチャータード銀行在日総支配人を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所として現在日本国東京都千代田区永田町二丁目11番1号所在のスタンダードチャータード銀行在日支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、当該指名および指定が完全な効力を有し、それを継続するのに必要な一切の行為(あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。)をなすことに合意する。かかる受取人がなんらかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある受取人を指名するものとし、かつ当該指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知するとともに、その旨を本社債権者に対し公告する。

本「準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 信用格付

(A) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、日本国金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)(以下「金商法」という。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付はない。

(B) その他の信用格付

発行会社は、本社債について、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)、フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)およびスタンダード&プアーズ・レーティングス・サービス(以下「S&P」という。)またはそれぞれの適切な関連会社もしくはグループ会社に依頼する予定であり、本社債の条件決定後にかかる格付けを取得できる予定である。

本書提出日現在、発行会社は、以下の長期信用格付を付与されている。すなわち、ムーディーズからAa3の無担保優先債務格付を、フィッチからAA-の発行体デフォルト格付を、S&PからA-の発行体信用格付をそれぞれ付与されている。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない(かかる業者を、以下「無登録格付業者」という。)。無登録格付業者は、金融庁の監督および金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)を有している。ムーディーズ、フィッチおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及

び限界」、()フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および()スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている

(2) 英国ペイルイン権限

(A) 本社債の未償還残高が存する限り、各本社債権者は、社債の要項に基づき以下を取消不能の形で認識して承諾し、また本社債を保有することにより、以下を認識して承諾したものとみなされる。

(a) 本社債に基づく発行会社の本社債権者に対する債務はすべて、関連英国破綻処理当局(以下に定義される。)による英国ペイルイン権限(以下に定義される。)の行使に服することがあること(および各本社債権者はかかる権限行使に同意すること)。

(b) 各本社債権者は、当該債務に関し、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束され、とりわけ、かかる権限行使の結果生じ得る以下の事項(ただし、これらに限らない。)に拘束されること(およびかかる権限行使に拘束されることに同意すること)。

() 当該債務に関する元金または未償還残高(未払経過利息を含む。)の一部もしくは全額の削減、および/または

() 当該債務の全額もしくは一部の、発行会社もしくはその他の者の普通株式、所有権を表章するその他の有価証券、もしくはその他の証券もしくは債務への転換(または当該債務の全額もしくは一部に代えた各本社債権者へのそれらの移転)

(c) 本社債の条項およびこれに基づく本社債権者としての各本社債権者の権利は、かかる権限行使の対象となり、必要な範囲で、かかる権限行使を実現するために変更されること、および当該本社債権者はかかる変更拘束されること(およびかかる変更同意すること)。

(d) 各本社債権者は、本社債に基づく当該本社債権者の権利の全部または一部に代えて、当該権限行使の結果当該債務が転換され得る(または当該本社債権者に移転され得る)発行会社またはその他の者の普通株式、所有権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務を受け入れること(および受け入れることに同意すること)。

(e) 本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)は、本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)に記載された事項に関連して当事者間において別途なされた合意、取決めまたは理解を排除して、当事者間の、本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)に記載された事項における完全な合意を構成すること(および各本社債権者は、本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)がかかる完全な合意を構成することに同意すること)。
社債の要項に基づく発行会社の債務は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服することがあり、当該権限行使後は、本社債の元金の返済または利息の支払いが当該権限行使に従って作成される規定もしくは実施される措置に整合し、かつ、発行会社に適用される英国および欧州連合の法令に基づき発行会社によってなされることが許容される場合を除き、かかる元金の返済または利息の支払期日は到来せず、当該権限行使後に元金の返済または利息の支払いを受けた本社債権者は、直ちに発行会社に受領額を返還するものとする。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。

「関係法令等」とは、英国銀行法(以下に定義される。)の第一部、および、その他の法律、命令、規制、規則、制定法文書に関する規定または条件であって、銀行、銀行のグループ会社、信用供与機関、投資会社、金融機関またはこれらの関連会社の破綻処理に関し、英国において随時効力のあるまたは適用されるものをいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、イングランド銀行またはその他の規制もしくは政府の機関、団体もしくは当局であって、関係法令等に基づき英国ペイルイン権限を行使する権限を有するものをいう。

「英国ペイルイン権限」とは、以下のいずれかをいう。

(a) 英国銀行法第48B条に基づき、当該条項の適用を受ける銀行その他の事業体に関する特別なペイルイン条項を作成する権限であり、(大要)以下のいずれか(または以下を組み合わせたもの)を作り出す権限

- () 当該事業体が負う債務の消却(または当該事業体の債務を定める契約の取消し)を定める規定
- () 当該事業体が負う債務の内容もしくは形式の変更(または当該事業体が負う債務を定める契約の変更、有価証券の転換もしくは交換、新しい証券の発行、もしくは当該事業体もしくはその他の者が発行する証券への債務の転換)を定める規定
- () 当該事業体が負う債務を定める契約につき、当該契約に基づいて特定の権利が行使された場合と同様の効果を生じさせる旨を定める規定

(b) 関係法令等に基づき、以下のいずれかを行うためのその他の権限

- () 契約または法律文書に基づきいずれかの者の債務に関する元本金額または未償還残高(もしくは未払経過利息)の一部または全額の削減
- () 契約または法律文書に基づきいずれかの者の債務の一部または全部の、当該者またはその他の者の普通株式、所有権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務への直接的または間接的な転換
- () いずれかの者による契約の取消しまたはいずれかの者が発行する有価証券の消却

(c) 上記(a)または(b)において言及するいずれかの権限に関係または付随する、関係法令等に基づく権限

「英国銀行法」とは、英国2009年銀行法(以後の随時の改正および再制定を含む)、および同法に基づいて作成された命令、規制、規則その他の制定法文書に関する規定をいう。

(B) 発行会社が関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使を認識した場合、発行会社は、その後可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ書面により通知させるものとする。

財務代理人は、行使された英国ペイルイン権限について前記「公告の方法」に従い実務上可能な限り速やかに、発行会社のために本社債権者に対し公告するものとする。

(C) 関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限が行使された場合、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社がかかる返済または支払いを行うことが、当該権限行使に従って作成される規定もしくは実施される措置に整合し、かつ、発行会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき許される場合を除き、発行会社は、未償還の本社債の元金が関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の対象となった範囲で、本社債に基づく(元金の返済、利息の支払いおよび期限の到来したその他の支払いに係る)支払債務を免除されるものとする。

(D) 発行会社が前記「摘要(2)英国ペイルイン権限」(B)に規定する財務代理人への通知を遅滞した場合、または同通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、英国ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。

(E) いずれの本社債権者も、英国ペイルイン権限の行使後、本社債に関する権利および権限が英国ペイルイン権限の実施により消却され、削減されまたは転換される範囲において、その時点で発行会社に対し負っている可能性のあるその他の債務と本社債に関する元金の返済または利息の支払いについての従前の権利および権限とを相殺することはできない。

(F) 本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、本社債に関する債務不履行事由(後記「摘要(3)債務不履行事由」に定義される。)には該当しないものとする。

(G) 本「摘要(2)英国ペイルイン権限」の手続に要する一切の費用(発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。)は、発行会社の負担とする。

(3) 債務不履行事由

以下の(A)ないし(E)に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、かつ継続している場合、下記のとおりとする。

- (A) 本社債に関して期日の到来した利息または元金の支払いについて、14日以上不履行が発生している場合。ただし、14日の猶予期間において、()かかる支払い、発行会社、関連する支払代理人または本社債権者のいずれかに適用のある、財政もしくはその他の法令もしくは管轄裁判所の命令を遵守するため、または()かかる法令もしくは命令の有効性または適用可能性について疑義があ

る場合において、上記14日間中のいかなる時点においても独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該金額の支払いが行われない場合は、不履行とはならない。

- (B) 発行会社が、本社債または財務代理契約に基づく発行会社のその他の義務のいずれかの履行または遵守を怠り、本社債権者が振替機関または口座管理機関が発行する本社債の保有を証明する証明書(以下「保有証明書」という。)を添付の上、発行会社に対し財務代理人の本店においてかかる不履行の通知を行った後、かかる不履行が30日以内に治癒されない場合(ただし、かかる不履行が治癒不可能な場合は除く。かかる場合、上記の通知は要求されない。)。
- (C) 発行会社の財産、資産または収益の全てまたは主要な部分に対する差押え、担保権設定、強制執行その他法的手続の請求が行われ、90日以内にそれらが解除または取り消されない場合。
- (D) 発行会社が破産、倒産もしくは(1986年倒産法第123条(1)もしくは(2)の意味において)支払期日が到来した債務につき支払不能となるか(または法律もしくは管轄裁判所によりそのようにみなされるか)、債務の全てもしくは主要な部分の支払いの停止、留保または停止もしくは留保の虞があるか、全ての債権者の利益のために包括的に財産委付を行うかまたは全ての債権者と取決めもしくは和解するか、または、発行会社の全てもしくは主要な部分の債務に関して支払猶予が合意もしくは宣言されている場合。
- (E) 発行会社に関して管財人が任命されるか、発行会社の解散、清算もしくは管理の命令が発せられ、もしくは有効な決議が可決された場合、または、発行会社とその解散もしくは管理命令を適用もしくは申し立てるかまたはその事業もしくは運営の全てもしくは実質的な部分を停止するかもしくは取締役会の公式な措置により停止の虞がある場合。ただし、いずれの場合も、その条件が特別決議により事前に承認されている再建、新設合併、更生、吸収合併もしくは統合を目的とし、かつ、その後にかかる再建、新設合併、更生、吸収合併もしくは統合が行われる場合を除く。

いずれの場合についても、それぞれの本社債は、当該本社債の支払期日が既に到来していない限り、その時々の本社債権者の選択により発行会社の代理人である財務代理人に対しその本店において、保有証明書を添付の上、書面による通知をなすことにより、かかる書面による通知を発行会社の代理人である財務代理人がその本店において受領した日に、期限の利益を喪失するものとし、その時点で未償還の当該本社債の金額の100%に等しい金額に、かかる日(同日を含まない。)までの前記「利息支払の方法」(1)を準用して決定される利率に基づく経過利息を付して、直ちに支払われるものとする。ただし、かかる日より前に本社債全てについて一切の債務不履行事由が治癒されている場合はこの限りでない。

()上記(B)ないし(E)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または()時の経過もしくは通知の付与またはその双方により当該事由を構成することとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに、または上記()の場合には当該事態を発行会社が知るところとなった場合に直ちに、かかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対し公告する。また、上記(A)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生する事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要(3)債務不履行事由」の上記規定にかかわらず、本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。

本「摘要(3)債務不履行事由」の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(4) 元利金の支払い

本社債の元利金の支払いは、振替機関業務規程等における支払代理人としての資格において行為する財務代理人(以下「支払代理人」という。)により、振替法および振替機関業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じてまたは直接行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額をかかると支払期日後に受領した場合、発行会社は、前記「公告の方法」に従い、本社債権者に対し、支払代理人によるかかる金額の受領の後実務上可及的速やかに、ただし遅くとも14日以内に、かかる受領がなされた旨ならびに支払日および支払方法を公告しまたは財務代理人をして公告させる。かかる受領の時点で支払日または支払方法(またはその双方)を決定することができない場合、発行会社または財務代理人はかかる金額を受領した旨ならびに決定さ

れている範囲内で支払日および/または支払方法について本社債権者に対し公告を行い、後日、かかる未決定事項の決定後実務上可及的速やかに、支払日および/または支払方法について、本社債権者に対して公告を行う。かかる公告に関して生じる一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(5) 本社債の様式等

振替法に規定される一定の場合を除き、本社債について社債券(以下「本社債券」という。)は発行されない。本社債券が発行される場合には、支払期日未到来の利札付無記名式の本社債券のみが発行され、当該本社債券の発行に関連して発生する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。本社債権者は、当該本社債券の記名式への変更、分割または併合を要求することはできない。当該本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

(6) 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、財務代理人が発行会社に代わってこれを作成の上管理し、財務代理人がその本店に備え置くものとする。

(8) 通貨の補償

本社債の元金もしくは利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が、日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関し本社債権者がかかる通貨によって受領または回収したいかなる金額も、本社債権者が円貨によって受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、本社債権者に対し、()かかる判決または命令のために円貨表示額が他の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と()かかる判決もしくは命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。あらゆる適用ある法律により認められる範囲において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務であり、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が支払いを猶予したか否かを問わず適用されるものとし、いかなる判決または命令にもかかわらず完全な効力を有し続けるものとする。

(9) 租税

(A) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元利金の全ての支払いは、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局により、またはこれらいずれかのために課され、賦課され、徴収され、源泉徴収され、または算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金または公租公課のためにまたはそれらを理由として源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、法律によりかかる源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない。かかる場合、発行会社は、源泉徴収または控除がなされなければ本社債権者が本社債について受領していたであろう金額を源泉徴収または控除が行われた後に受領できるように追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、()単に本社債を保有すること以外に、英国と関連を有することを理由としてかかる税金、賦課金または公租公課が課される本社債権者または当該本社債権者のための第三者に対しては、本社債に関するかかる追加額は支払われず、または() (本社債券が発行された場合に限り)本社債券が関連日(以下に定義される。)から30日を経過した後に支払いのための呈示がなされた場合(ただし、関連日から30日目の日に支払いのために本社債権者が本社債券を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。)は、本社債に関するかかる追加額は支払われない。

本「摘要(9)租税」(A)において、「関連日」とは、最初に支払期日の到来した日、もしくは支払われべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合には未払金額の全額が支払われた日、または(他の日より早く到来する場合には)本社債券が支払いのためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨

(ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。)が本社債権者に対し正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

- (B) 「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)>」(前記「摘要(9)租税」(A)を除く。)において元金または利息には、前記「摘要(9)租税」(A)に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要(9)租税」の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(10) 日本国の租税

以下は、本社債に適用される日本国の租税に関する検討事項の概要を記載したものである。ただし、以下の概要は、各本社債権者に適用される本社債に関する租税についての検討事項の全てを説明するためのものではない。

本社債の購入を検討している者は、本社債への投資に伴う日本国の租税に関する具体的な影響については、ご自身の日本の税務アドバイザーに助言を求めていただきたい。

日本国の居住者である個人および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「発行差益」という。)は、日本国の租税に関する法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が内国法人である場合は益金となるが、譲渡人が日本国の居住者である個人である場合には、2015年12月31日以前の譲渡については一定の場合を除き日本国の租税は課されないが、2016年1月1日以後の譲渡については一般的に日本国の租税の課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者である個人および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者である個人および外国法人が本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得については、原則として日本国の租税は課されない(疑義を避けるために付言すると、日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者である個人が、2016年1月1日以後に本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得については、原則として日本国の租税が課される。)。ただし、かかる外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)(以下「本社債」という。)について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>における本社債の未定事項または予定事項は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

銘柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (ロイターLIBOR01頁(後記「利息支払の方法」に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートに年率(未定)%~(未定)%を加算した利率を仮条件とする。)(注4)

利払日	毎年3月5日、6月5日、 9月5日および12月5日 (注5)	償還期限	2020年6月5日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2015年5月29日(注7)	払込期日	2015年6月5日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関するその他の事項については、振替法および振替機関(後記「振替機関」に定義される。)が社債等の振替に関する業務について振替法に基づき随時適用する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は香港証券取引所に上場される予定である。

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2015年5月下旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後任の振替機関が含まれるものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(可能である場合)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行うものとする。かかる公告は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、所要の公告が行われた最初の日に行われたものとみなされる。各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(後記「財務代理人とその職務」に定義される。)がこれを行うものとする。財務代理契約(後記「財務代理人とその職務」に定義される。)には、必要な時は常に、発行会社が、財務代理人に対し、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面で請求すべき旨が定められている。

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2015年5月29 日(予定)に調印 される元引受契約 に従って共同主幹 事会社により連帯 して買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。 左記以外の元引受 けの条件は未定で あるが、本社債の 条件決定日に、発 行条件とともに決 定される予定であ る。
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。)は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債について、社債の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項(以下「社債の要項」という。)、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日(予定)付財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

発行会社は、財務代理人の任命を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで(ただし、かかる後任の代理人が、適用ある振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、在職するものとする。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

振替機関が、発行会社に対して財務代理人につき発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行会社は遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を任命し(ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が、振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人兼発行・支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

(1)() 本社債の利息は2015年6月5日(同日を含む。)から2020年6月5日(同日を含まない。)までこれを付し、2015年9月5日を初回として、その後毎年3月5日、6月5日、9月5日および12月5日の4回、各々その日(同日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(同日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年を360日とする日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>」において、「利息期間」とは、2015年6月5日(同日を含む。)から第1回目の利払日(同日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(同日を含む。)からその次の利払日(同日を含まない。)までの期間をいう。

() 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2ロンドン営業日(以下に定義される。)前の日(または最初の利息期間については、2015年6月3日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>」において、

(x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

(y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、ICE Benchmark Administration Limited(もしくは下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する日本円預金のロンドン銀行間オフワード・レートを表示するロイター(もしくはその承継サービス)のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁またはかかるレートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ロ) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オフワード・レートがロイターLIBOR01 頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義される。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオフワード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オフワード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

- 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフワード・レートの算術平均値(必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフワード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオフワード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日(もしあれば)以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>」において、「利率照会銀行」とは、当該利率決定日に関する利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを算出するために用いられた自行のオフワード・レートを提示した銀行をいう。

() 発行会社は、各利率決定日の午前10時(東京時間)頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間にかかる一通貨あたりの利子額(振替機関業務規程等に定義される。)(以下「一通貨あたりの利子額」という。)を算出する。いずれかの利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、360を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部にかかる一通貨あたりの利子額の計算は、1年を360日とする日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算されるものとする。

() 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ各利息期間開始後5東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

() 上記()に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

() 本「利息支払の方法」(1)の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

() 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、オフワード・レートまたは利率(適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法」(1)に基づく発行会社の一切の義務(公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法」(1)に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は、本社債権者に対して事前にその旨を公告する。

- (2) 本社債の利息は、償還期日(同日を含む。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はかかる未償還の本社債の元金額について償還期日(同日を含む。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(同日を含まない。)までの期間中の実日数につき、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして本「利息支払の方法」(1)を準用して決定される利率に基づく利息(1年を360日とする日割計算による。)を日本円で支払う。ただし、その期間は、支払代理人(後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義される。)がその受領した本社債全額の償還のために必要な資金を機構加入者(後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義される。)に配分した日を超えないものとする。ただし、かかる支払期日経過後の配分が振替機関連業務規程等により可能でない場合には、当該期間は後記「摘要(4)元利金の支払い」最終段落に従い発行会社または財務代理人が最終の公告を行った日以後14日を超えないものとする。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を本「利息支払の方法」(1)()の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、各関連日後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。
- (3) 本社債の利息の支払場所は、後記「摘要(4)元利金の支払い」に記載されるとおりとする。

償還の方法

(1) 満期償還

各本社債は、本「償還の方法」(2)または本「償還の方法」(3)の規定によりそれまでに償還または買入消却されていない限り、2020年6月5日にその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)。

(2) 税制上の変更を理由とする期中償還

(A) ()本社債の発行日以後に有効となった、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈(英国2007年所得税法第1005条における「承認された証券取引所」(以下「承認された証券取引所」という。)の解釈を含む。)の変更、または(本社債が上場されている場合には)承認された証券取引所の上場基準もしくは規則の適用もしくは解釈の変更の結果として、発行会社が追加額(後記「摘要(9)租税」(A)に定義される。)の支払義務を翌利払日に負っているかもしくは負うこととなる場合で、かつ、()発行会社が執り得る合理的な手段(疑義を避けるために付言すると、承認された証券取引所への本社債の上場およびその維持のための一切の合理的な努力を尽くすことにより、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局に課される税金のためにまたはそれらを理由とした源泉徴収または控除をなされることなく、本社債の利息の支払いが可能となる場合、かかる合理的な努力を尽くすことを含むが、これに限らない。)によってもかかる支払義務を回避することができない場合、発行会社はその選択により前記「公告の方法」に従い本社債権者に対して事前に公告を行うことにより、いずれかの利払日に本社債の全部(一部は不可)をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で(償還期日(同日を含まない。))までの経過利息の支払いとともに)償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、仮に本社債に関して支払期日が到来したとすれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日前の日より前に行うことはできない。

かかる場合、発行会社は、()発行会社がかかる償還をなし得る権利を有している旨および発行会社がかかる償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す具体的事実を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書、ならびに()当該具体的事実を前提としてその旨を述べる発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見書を、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付し、その償還期日の少なくとも14日前までに関連事項を本社債権者に対し公告する。財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

発行会社が後記「摘要(9)租税」(A)に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見によれば英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令によってかかる追加額の全部または一部の支払いを禁じられている場合、発行会社は、実務上可及的速やかに、ただし()発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生した日、または()当該法令の発効日のうちいずれか遅い方から40日

以内に、本社債の全部(一部は不可)をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で、かかる償還期日(同日を含まない。)までの経過利息の支払いとともに償還するものとする。かかる場合、発行会社は財務代理人に対し、(x)発行会社がかかる追加額の支払義務を負うにもかかわらず当該法令上かかる追加額の支払いを禁じられる旨、かかる禁止を招来する合理的に詳細な事実および事情ならびに償還予定期日を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書、ならびに(y)発行会社がかかる追加額の支払義務を負うにもかかわらず当該法令上かかる追加額の支払いを禁じられる旨を記載した発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見書を、()発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生した日、または()当該法令の発効日のうちいずれか遅い方の後速やかに、ただしいかなる場合も償還予定期日の少なくとも30日前までに交付するものとし、発行会社はその償還期日の少なくとも14日前までに関連事項を本社債権者に対し公告する。財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

(B) 本「償還の方法」(2)(A)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。

(C) 本「償還の方法」(2)(B)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とし、それ以外の本「償還の方法」(2)の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(3) 発行会社またはその子会社のいずれかは、振替機関連業務規程等に別段の定めがある場合を除き、公開市場その他においていかなる価格によっても本社債を随時買い入れ、それらを保持し、転売し、および/または消却することができる。

(4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を償還期日前に償還または返済することができない。

担 保

本社債には、担保および保証は付されない。

財務上の特約

該当なし

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく常に同順位である。適用される法律に規定された例外を除き、本社債に基づく発行会社の支払義務は、発行会社の現在および将来のその他全ての無担保かつ非劣後の負債および金銭債務と少なくとも常に同順位である。

社債権者集会

発行会社は、その時点において未償還の本社債の総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が、共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合(かかる請求に際しては、保有証明書(後記「摘要(3)債務不履行事由」に定義される。)を呈示するものとする。)、社債権者集会を招集するものとする。また、発行会社は、必要と認められた場合にはいつでも社債権者集会を招集することができる。いずれの場合においても、社債権者集会は後記「摘要(3)債務不履行事由」に記載される債務不履行事由または本社債権者の権利に関する事項を議題とする。

社債権者集会を招集する場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該社債権者集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつその旨を当該社債権者集会の開催日の少なくとも35日前までに財務代理人に書面により通知する。かかる場合、発行会社は、財務代理人をして発行会社のために社債権者集会の招集および運営に必要な手続をさせるものとする。

本社債権者は、社債権者集会に自らまたは代理人を通じて出席することができる。発行会社は、当該社債権者集会にその代表者を出席させ意見を述べることができる。本社債権者は、当該社債権者集会に自らまたは代理人を通じて出席しない場合も、発行会社または発行会社のために財務代理人が定めるところに従い、書面または(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許容する場合)電磁的方法をもってその議決権を行使することができる。当該社債権者集会において各本社債権者は、当該本社債権者の保有する本社債の金額の合計額(償還済みの額を除く。)に応じて議決権を有する。ただし、当該本社債権者は、保有証明書を当該社債権者集会の開催日の7日前までに財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開

催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を呈示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を振替機関または口座管理機関(後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義される。)に返還するまでは、当該本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。

当該社債権者集会の決議は、議決権を行使する権利を有する本社債権者(以下「議決権保有者」という。)であって当該集会に出席した者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議(以下に定義される。)を要する。

- (a) 全ての本社債についての支払いの猶予、債務不履行によって生じた責任の免除もしくは和解(下記(b)に規定する事項を除く。)
- (b) 全ての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関する一切の行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項について意思決定を行うために社債権者集会の決議により指名され授權された本社債権者の代表者(ただし、かかる各代表者は、未償還の本社債の総額の1,000分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者でなければならない。以下「代表社債権者」という。)の選任または解任、または社債権者集会の決議の執行を行うために社債権者集会の決議により指名され授權された執行者(以下「決議執行者」という。)の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更
- (d) 特別決議を採択するために要求される多数に関する社債の要項の条項または社債の要項に基づき特別決議を要する事由の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の金額の合計額(償還済みの額を除く。)について議決権保有者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権保有者の議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

なお、代理人を通じてまたは書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許容する場合)電磁的方法によって議決権を行使した本社債権者は、当該社債権者集会に出席した議決権を行使したものとみなす。また、発行会社、その子会社または関連会社が保有する本社債および発行会社により買い入れられ財務代理人に交付されたが消却されていない本社債はこれを除外し、償還済みとみなす。

本「社債権者集会」に従って行われた決議は、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、全ての本社債権者に対して適用ある日本法の許容される範囲内で拘束力を有し、その執行は当該集会で本社債権者が選任した代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

社債権者集会は日本国東京都において開催されるものとする。

本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにそれに基づく本社債権者を含む全ての当事者の一切の権利および義務は、全て日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に関する義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都所在のスタンダードチャータード銀行在日総支配人を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所として現在日本国東京都千代田区永田町二丁目11番1号所在のスタンダードチャータード銀行在日支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、当該指名および指定が完全な効力を有し、それを継続するのに必要な一切の行為(あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。)をなすことに合意する。かかる受取人がなんらかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある受取人を指名するものとし、かつ当該指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知するとともに、その旨を本社債権者に対し公告する。

本「準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 信用格付

(A) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、日本国金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)(以下「金商法」という。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付はない。

(B) その他の信用格付

発行会社は、本社債について、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)、フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)およびスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)またはそれぞれの適切な関連会社もしくはグループ会社に依頼する予定であり、本社債の条件決定後にかかる格付けを取得できる予定である。

本書提出日現在、発行会社は、以下の長期信用格付を付与されている。すなわち、ムーディーズからAa3の無担保優先債務格付を、フィッチからAA-の発行体デフォルト格付を、S&PからA-の発行体信用格付をそれぞれ付与されている。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない(かかる業者を、以下「無登録格付業者」という。)。無登録格付業者は、金融庁の監督および金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)を有している。ムーディーズ、フィッチおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、()フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および()スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている

(2) 英国バйлイン権限

(A) 本社債の未償還残高が存する限り、各本社債権者は、社債の要項に基づき以下を取消不能の形で認識して承諾し、また本社債を保有することにより、以下を認識して承諾したものとみなされる。

(a) 本社債に基づく発行会社の本社債権者に対する債務はすべて、関連英国破綻処理当局(以下に定義される。)による英国バйлイン権限(以下に定義される。)の行使に服することがあること(および各本社債権者はかかる権限行使に同意すること)。

(b) 各本社債権者は、当該債務に関し、関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使に拘束され、とりわけ、かかる権限行使の結果生じ得る以下の事項(ただし、これらに限らない。)に拘束されること(およびかかる権限行使に拘束されることに同意すること)。

() 当該債務に関する元金または未償還残高(未払経過利息を含む。)の一部もしくは全額の削減、および/または

() 当該債務の全額もしくは一部の、発行会社もしくはその他の者の普通株式、所有権を表章するその他の有価証券、もしくはその他の証券もしくは債務への転換(または当該債務の全額もしくは一部に代えた各本社債権者へのそれらの移転)

(c) 本社債の条項およびこれに基づく本社債権者としての各本社債権者の権利は、かかる権限行使の対象となり、必要な範囲で、かかる権限行使を実現するために変更されること、および当該本社債権者はかかる変更拘束されること(およびかかる変更同意すること)。

(d) 各本社債権者は、本社債に基づく当該本社債権者の権利の全部または一部に代えて、当該権限行使の結果当該債務が転換され得る(または当該本社債権者に移転され得る)発行会社またはその他の者の普通株式、所有権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務を受け入れること(および受け入れることに同意すること)。

(e) 本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)は、本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)に記載された事項に関連して当事者間において別途なされた合意、取決めまたは理解を排除して、当事者間の、本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)に記載された事項における完全な合意を構成すること(および各本社債権者は、本「摘要(2)英国ペイルイン権限」(A)がかかる完全な合意を構成することに同意すること)。

社債の要項に基づく発行会社の債務は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服することがあり、当該権限行使後は、本社債の元金の返済または利息の支払いが当該権限行使に従って作成される規定もしくは実施される措置に整合し、かつ、発行会社に適用される英国および欧州連合の法令に基づき発行会社によってなされることが許容される場合を除き、かかる元金の返済または利息の支払期日は到来せず、当該権限行使後に元金の返済または利息の支払いを受けた本社債権者は、直ちに発行会社に受領額を返還するものとする。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。

「関係法令等」とは、英国銀行法(以下に定義される。)の第一部、および、その他の法律、命令、規制、規則、制定法文書に関する規定または条件であって、銀行、銀行のグループ会社、信用供与機関、投資会社、金融機関またはこれらの関連会社の破綻処理に関し、英国において随時効力のあるまたは適用されるものをいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、イングランド銀行またはその他の規制もしくは政府の機関、団体もしくは当局であって、関係法令等に基づき英国ペイルイン権限を行使する権限を有するものをいう。

「英国ペイルイン権限」とは、以下のいずれかをいう。

(a) 英国銀行法第48B条に基づく、当該条項の適用を受ける銀行その他の事業体に関する特別なペイルイン条項を作成する権限であり、(大要)以下のいずれか(または以下を組み合わせたもの)を作り出す権限

() 当該事業体が負う債務の消却(または当該事業体の債務を定める契約の取消し)を定める規定

() 当該事業体が負う債務の内容もしくは形式の変更(または当該事業体が負う債務を定める契約の変更、有価証券の転換もしくは交換、新しい証券の発行、もしくは当該事業体もしくはその他の者が発行する証券への債務の転換)を定める規定

() 当該事業体が負う債務を定める契約につき、当該契約に基づいて特定の権利が行使された場合と同様の効果を生じさせる旨を定める規定

(b) 関係法令等に基づく、以下のいずれかを行うためのその他の権限

() 契約または法律文書に基づきいずれかの者の債務に関する元本金額または未償還残高(もしくは未払経過利息)の一部または全額の削減

() 契約または法律文書に基づきいずれかの者の債務の一部または全部の、当該者またはその他の者の普通株式、所有権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務への直接的または間接的な転換

() いずれかの者による契約の取消しまたはいずれかの者が発行する有価証券の消却

(c) 上記(a)または(b)において言及するいずれかの権限に係るまたは付随する、関係法令等に基づく権限

「英国銀行法」とは、英国2009年銀行法(以後の随時の改正および再制定を含む)、および同法に基づいて作成された命令、規制、規則その他の制定法文書に関する規定をいう。

- (B) 発行会社が関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使を認識した場合、発行会社は、その後可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ書面により通知させるものとする。
財務代理人は、行使された英国ペイルイン権限について前記「公告の方法」に従い実務上可能な限り速やかに、発行会社のために本社債権者に対し公告するものとする。
- (C) 関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限が行使された場合、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社がかかる返済または支払いを行うことが、当該権限行使に従って作成される規定もしくは実施される措置に整合し、かつ、発行会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき許される場合を除き、発行会社は、未償還の本社債の元金が関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の対象となった範囲で、本社債に基づく(元金の返済、利息の支払いおよび期限の到来したその他の支払いに係る)支払債務を免除されるものとする。
- (D) 発行会社が前記「摘要(2)英国ペイルイン権限」(B)に規定する財務代理人への通知を遅滞した場合、または同通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、英国ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。
- (E) いずれの本社債権者も、英国ペイルイン権限の行使後、本社債に関する権利および権限が英国ペイルイン権限の実施により消却され、削減されまたは転換される範囲において、その時点で発行会社に対し負っている可能性のあるその他の債務と本社債に関する元金の返済または利息の支払いについての従前の権利および権限とを相殺することはできない。
- (F) 本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、本社債に関する債務不履行事由(後記「摘要(3)債務不履行事由」に定義される。)には該当しないものとする。
- (G) 本「摘要(2)英国ペイルイン権限」の手続に要する一切の費用(発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。)は、発行会社の負担とする。

(3) 債務不履行事由

以下の(A)ないし(E)に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、かつ継続している場合、下記のとおりとする。

- (A) 本社債に関して期日の到来した利息または元金の支払いについて、14日以上不履行が発生している場合。ただし、14日の猶予期間において、()かかる支払い、発行会社、関連する支払代理人または本社債権者のいずれかに適用のある、財政もしくはその他の法令もしくは管轄裁判所の命令を遵守するため、または()かかる法令もしくは命令の有効性または適用可能性について疑義がある場合において、上記14日間中のいかなる時点においても独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該金額の支払いが行われない場合は、不履行とはならない。
- (B) 発行会社が、本社債または財務代理契約に基づく発行会社のその他の義務のいずれかの履行または遵守を怠り、本社債権者が振替機関または口座管理機関が発行する本社債の保有を証明する証明書(以下「保有証明書」という。)を添付の上、発行会社に対し財務代理人の本店においてかかる不履行の通知を行った後、かかる不履行が30日以内に治癒されない場合(ただし、かかる不履行が治癒不可能な場合は除く。かかる場合、上記の通知は要求されない。)
- (C) 発行会社の財産、資産または収益の全てまたは主要な部分に対する差押え、担保権設定、強制執行その他法的手続の請求が行われ、90日以内にそれらが解除または取り消されない場合。
- (D) 発行会社が破産、倒産もしくは(1986年倒産法第123条(1)もしくは(2)の意味において)支払期日が到来した債務につき支払不能となるか(または法律もしくは管轄裁判所によりそのようにみなされるか)、債務の全てもしくは主要な部分の支払いの停止、留保または停止もしくは留保の虞があるか、全ての債権者の利益のために包括的に財産委付を行うかまたは全ての債権者と取決めもしくは和解するか、または、発行会社の全てもしくは主要な部分の債務に関して支払猶予が合意もしくは宣言されている場合。
- (E) 発行会社に関して管財人が任命されるか、発行会社の解散、清算もしくは管理の命令が発せられ、もしくは有効な決議が可決された場合、または、発行会社とその解散もしくは管理命令を適用もしくは申し立てるかまたはその事業もしくは運営の全てもしくは実質的な部分を停止するかもしくは取締役会の公式な措置により停止の虞がある場合。ただし、いずれの場合も、その条件が特別

決議により事前に承認されている再建、新設合併、更生、吸収合併もしくは統合を目的とし、かつ、その後にかかる再建、新設合併、更生、吸収合併もしくは統合が行われる場合を除く。

いずれの場合についても、それぞれの本社債は、当該本社債の支払期日が既に到来していない限り、その時々の本社債権者の選択により発行会社の代理人である財務代理人に対しその本店において、保有証明書を添付の上、書面による通知をなすことにより、かかる書面による通知を発行会社の代理人である財務代理人がその本店において受領した日に、期限の利益を喪失するものとし、その時点で未償還の当該本社債の金額の100%に等しい金額に、かかる日(同日を含まない。)までの前記「利息支払の方法」(1)を準用して決定される利率に基づく経過利息を付して、直ちに支払われるものとする。ただし、かかる日より前に本社債全てについて一切の債務不履行事由が治癒されている場合はこの限りでない。

()上記(B)ないし(E)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または()時の経過もしくは通知の付与またはその双方により当該事由を構成することとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに、または上記()の場合には当該事態を発行会社が知るところとなった場合に直ちに、かかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対し公告する。また、上記(A)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生する事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要(3)債務不履行事由」の上記規定にかかわらず、本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。

本「摘要(3)債務不履行事由」の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(4) 元利金の支払い

本社債の元利金の支払いは、振替機関業務規程等における支払代理人としての資格において行為する財務代理人(以下「支払代理人」という。)により、振替法および振替機関業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じてまたは直接行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額をかかると支払期日後に受領した場合、発行会社は、前記「公告の方法」に従い、本社債権者に対し、支払代理人によるかかる金額の受領の後実務上可及的速やかに、ただし遅くとも14日以内に、かかる受領がなされた旨ならびに支払日および支払方法を公告しまたは財務代理人をして公告させる。かかる受領の時点で支払日または支払方法(またはその双方)を決定することができない場合、発行会社または財務代理人はかかる金額を受領した旨ならびに決定されている範囲内で支払日および/または支払方法について本社債権者に対し公告を行い、後日、かかる未決定事項の決定後実務上可及的速やかに、支払日および/または支払方法について、本社債権者に対して公告を行う。かかる公告に関して生じる一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(5) 本社債の様式等

振替法に規定される一定の場合を除き、本社債について社債券(以下「本社債券」という。)は発行されない。本社債券が発行される場合には、支払期日未到来の利札付無記名式の本社債券のみが発行され、当該本社債券の発行に関連して発生する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。本社債権者は、当該本社債券の記名式への変更、分割または併合を要求することはできない。当該本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

(6) 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、財務代理人が発行会社に代わってこれを作成の上管理し、財務代理人がその本店に備え置くものとする。

(8) 通貨の補償

本社債の元金もしくは利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が、日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関し本社債権者がかかる通貨によって受領または回収したいかなる金額も、本社債権者が円貨によって受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、本社債権者に対し、()かかる判決または命令のために円貨表示額が他の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と()かかる判決もしくは命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。あらゆる適用ある法律により認められる範囲において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務であり、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が支払いを猶予したか否かを問わず適用されるものとし、いかなる判決または命令にもかかわらず完全な効力を有し続けるものとする。

(9) 租 税

(A) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元利金の全ての支払いは、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局により、またはこれらいずれかのために課され、賦課され、徴収され、源泉徴収され、または算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金または公租公課のためにまたはそれらを理由として源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、法律によりかかる源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない。かかる場合、発行会社は、源泉徴収または控除がなされなければ本社債権者が本社債について受領していたであろう金額を源泉徴収または控除が行われた後に受領できるように追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、()単に本社債を保有すること以外に、英国と関連を有することを理由としてかかる税金、賦課金または公租公課が課される本社債権者または当該本社債権者のための第三者に対しては、本社債に関するかかる追加額は支払われず、または()(本社債券が発行された場合に限り)本社債券が関連日(以下に定義される。)から30日を経過した後に支払いのための呈示がなされた場合(ただし、関連日から30日目の日に支払いのために本社債権者が本社債券を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。)は、本社債に関するかかる追加額は支払われない。

本「摘要(9)租税」(A)において、「関連日」とは、最初に支払期日の到来した日、もしくは支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合には未払金額の全額が支払われた日、または(他の日より早く到来する場合には)本社債券が支払いのためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨(ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。)が本社債権者に対し正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

(B) 「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)>」(前記「摘要(9)租税」(A)を除く。)において元金または利息には、前記「摘要(9)租税」(A)に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要(9)租税」の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(10) 日本国の租税

以下は、本社債に適用される日本国の租税に関する検討事項の概要を記載したものである。ただし、以下の概要は、各本社債権者に適用される本社債に関する租税についての検討事項の全てを説明するためのものではない。

本社債の購入を検討している者は、本社債への投資に伴う日本国の租税に関する具体的な影響については、ご自身の日本の税務アドバイザーに助言を求めているいただきたい。

日本国の居住者である個人および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「発行差益」という。)は、日本国の租税に関する法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が内国法人である場合は益金となるが、譲渡人が日本国の居住者である個人である場合には、2015年12月31日以前の譲渡については一定の場合を除き日本国の租税は課されないが、2016年1月1日以後の譲渡については一般的に日本国の租税の課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者である個人および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者である個人および外国法人が本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得については、原則として日本国の租税は課されない(疑義を避けるために付言すると、日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者である個人が、2016年1月1日以後に本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得については、原則として日本国の租税が課される。)。ただし、かかる外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

<訂正後>

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債（2015）>

（中 略）

銘 柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債（2015）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年0.10％～1.10％を仮条件 とする。）（注4）
利払日	毎年6月5日および 12月5日（注5）	償還期限	2018年6月5日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2015年5月29日（注7）	払込期日	2015年6月5日（注8）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中 略）

（注3） 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注4） 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

（中 略）

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）>

（中 略）

銘 柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年0.20％～1.20％を仮条件 とする。）（注4）
利払日	毎年6月5日および 12月5日（注5）	償還期限	2020年6月5日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2015年5月29日（注7）	払込期日	2015年6月5日（注8）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（ 中 略 ）

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

（ 中 略 ）

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債（2015）>

（ 中 略 ）

銘 柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債（2015）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年0.50％～1.50％を仮条件とする。）（注4）
利払日	毎年6月5日および 12月5日（注5）	償還期限	2025年6月5日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2015年5月29日（注7）	払込期日	2015年6月5日（注8）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（ 中 略 ）

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

（ 中 略 ）

(注) <スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債（2015）>および<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債（2015）>に関する情報を全文削除しております。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
250億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債(2015)、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2015)およびスタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2015)の合計金額である。かかる金額は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(後略)

<訂正後>

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
150億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債(2015)およびスタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)の合計金額である。かかる金額は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(後略)

第4【その他の記載事項】

<訂正前>

本社債の募集に関する社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹会社の名称を記載する。

社債発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

（後 略）

<訂正後>

本社債の募集に関する社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称、共同主幹会社の名称ならびに下記の文言を記載する。

「（注）スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債（2015）およびスタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債（2015）の募集は中止しております。」

社債発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

（後 略）